

# ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2015年1月

## コミッティ活動

**COLLATERAL:** 担当 森田 ([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org)) / 洞口 ([khoraguchi@isda.org](mailto:khoraguchi@isda.org))

アジアのメンバーを対象としたWGMR Legal & Documentation ワーキンググループの電話会議

1月8日、Japan WGMR Implementation ワーキンググループのメンバーは、WGMR Legal and Documentations ワーキンググループで議論されている論点について、説明を受けた。具体的には、1) 証拠金規制の適用を踏まえたドキュメンテーション作業。2) 取引に適用すべきルール決定方法。3) 契約構造も含め、ドキュメンテーションで必要となる変更点等がカバーされた。本邦の証拠金規制要件等、日本法に応じた同様の作業も必要となり、今後、Japan WGMR Implementation ワーキンググループで検討していくこととなる。

現金担保に関する源泉徴収税

1月23日、ISDAのディーラーメンバーが会合を行い、海外の相手方を担保の受け手として、本邦の金融機関が現金担保の提供者となる取引状況で、現金担保の提供者がさらにマイナス金利を支払う場合の源泉徴収税の扱いについて話し合った。

問題の焦点は、担保提供者がマイナス金利を支払う場合の会計処理方法と、その金額が源泉徴収税の対象となるかどうかについてであり、この点について検討が行われた。

2015年1月14日に閣議決定された[税制改革大綱](#)により、マイナス金利は所得税の課税対象から免除されることになったが、本邦金融機関が海外の金融機関またはそれと同等の機関との取引に関しては、不明確なままである。

**CREDIT DERIVATIVES:** 担当 森田 ([tmorita@isda.org](mailto:tmorita@isda.org)) / Kaori Horaguchi ([khoraguchi@isda.org](mailto:khoraguchi@isda.org))

サンヨー電気株式会社

1月28日、ISDAはサンヨー電気株式会社について、Legal Subcommitteeで話し合いが行われている承継イベント発生の有無について、[DCの決議とステートメント](#)を公表した。

## コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

|   |       |
|---|-------|
| <b>IM Segregation Working Group</b><br>(日本語による会議)                         | 2月4日  |
| <b>OTC Derivatives Regulations Working Group</b><br>(日本語による会議)            | tbd   |
| <b>Trust Bank's Fund Account Sub-Working Group</b><br>(日本語による会議)          | tbd   |
| <b>The New 2014 ISDA Credit Derivatives Definitions</b><br>(日本語によるシンポジウム) | 2月16日 |